

NEWS RELEASE

平成28年11月28日 資料配付



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

神戸運輸監理部



こうべえ

配布先

神戸海運記者クラブ

この件に関するお問い合わせ先

神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門

担当：松下、春名

(電話) 078-453-1105

路線バス事業者に対する文書警告処分について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対して立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書警告処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：神戸交通振興株式会社（法人番号8140001011925）

営業所名：ポートアイランド営業所

（兵庫県神戸市中央区港島9-1）

2. 詳細

別紙のとおり

立入監査の実施日 平成28年10月31日（月）

監査の端緒

ポートアイランド営業所において、アルコール検知器でのチェックが点呼簿で漏れていたのを受け、営業所内での調査により発覚した。その後、事業者が内部調査を実施した結果、平成28年4月1日から同年9月5日までの間に18件の計測漏れがあることが判明し、調査結果を神戸運輸監理部兵庫陸運部へ報告した。神戸運輸監理部兵庫陸運部は事実関係の報告を受け、監査を実施。

行政処分等

平成28年11月28日付け、神戸運輸監理部長名による文書による警告処分

〈違反の概要及び違反条項〉

1. 点呼が確実に実施されていなかった。
（道路運送法第27条第2項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項）

乗務前点呼及び乗務後点呼について、アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認がなされてなかったものが数件確認された。また、乗務中において点呼が実施されていたものが数件あった。

2. 点呼を行った旨の記録に一部不備があった。
（道路運送法第27条第2項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項）

点呼記録簿に点呼執行者名の記載がないものがあった。

3. 乗務員台帳の記載事項等に一部不備があった。
（道路運送法第27条第2項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

乗務員台帳に運転免許有効期限の記載のないものがあった。

4. 運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第2項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「安全、確実な輸送が社会的使命であること」を認識させるとともに「交通事故を惹起した場合の社会的影響が大きいこと」及び「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であること」を深く理解させておらず、「常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進める配慮」が適切に図られていなかった。